



てんかん発作について知る

「てんかん発作と自動車運転」 — 道路交通法と臨床の気づき —

監修 松橋 眞生 先生（京都大学 てんかん・運動異常生理学講座 准教授）
池田 昭夫 先生（京都大学 てんかん・運動異常生理学講座 教授）

原則

- 薬の服用の有無にかかわらず、運転に支障するおそれのある発作が2年間無いこと。
- 法律上の義務は免許取得・更新時の質問票に本人が正確に回答すること（罰則あり）。それによって公安委員会がその後の手順（主治医の診断書など）を指示する。
- 運転適性の判断をするのは医師ではなく公安委員会。

一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について（通達）
令和4年3月14日

別添 一定の病気に係る免許の可否等の運用基準

2 てんかん（令第33条の2の3第2項第1号関係）

(1) 以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

ア 発作が過去5年以内に起こったことがなく、医師が「今後、発作が起こるおそれがない^{*}」旨の診断を行った場合

イ 発作が過去2年以内に起こったことがなく、医師が「今後、X年程度^{**}であれば、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

ウ 医師が、1年間の経過観察の後「発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

エ 医師が、2年間の経過観察の後「発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

出典：一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について（通達）（警察庁）
(https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/menkyo/menkyo20220314_68.pdf)

※てんかん診療ガイドライン2018 によれば「発作が起こるおそれがない」は「発作リスクがゼロである」ではなく、「発作リスクが相応に低い」と解釈して用いられている。

※※「X年程度」とは日本てんかん学会法的問題検討委員会では2～3年が適当としている。（改正道路交通法に関するQ&A 2014年9月17日）



気になることがありましたら、
かかりつけの医師に相談してください。

1 てんかん診断時に、以下の2点を一気に受け入れることは困難。

- 1) 慢性疾患、最低2年間の内服継続
- 2) 自動車運転の2年間の制限



2 患者さんと対時的にならない。

- 1) 医学的、法律的な内容をご説明する。
- 2) 医師は警察ではない。

3 意識消失の孤発発作では、半年間は、道交法にて運転不可なので、その間にてんかん診断か否かをより明らかにして、2年間の運転不可の状態を受け入れるサポートをする。



4 公安委員会所定の診断書には、備考に以下の3点を記載して、ご本人に説明した上で発行する。

- 1) 過労、睡眠不足、怠薬を避ける。
- 2) 体調不良時には、運転しない。
- 3) 運転免許を保持して今後運転する場合は、現行の内服薬を継続する。

参考WEBサイト

てんかんについてのお困りごとや知りたいことがありましたら、以下のWEBサイトも参考にしてください。

京都大学てんかん診療支援センター
(<https://www.kuhp.kyoto-u.ac.jp/department/division/ecsc.html>)



てんかんinfo
(<https://www.tenkan.info/>)



医療関係者の皆様へ

ユーシービージャパン株式会社の製品情報およびてんかんの疾患情報につきましては、UCBCares®てんかんからご確認ください。

UCBCares®てんかん
(<https://hcp.ucbcares.jp/epilepsy>)



本資料
「てんかん発作について知るNo.4」の
PDFはこちらから。

